○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送等
　第一節　運送引受（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条―第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十二条）
　第九節　運送約款の届（第四十三条―第六十条）
第三章　損害賠償又は損害賠償等（第六十一条―第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（利用運送）

第二条　当店の総合する運送契約は、自己の責任及び計算において、利用運送機関を利用して運送することがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は公共の秩序若しくは善良の風俗に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急やむを得ない貨物の運送をするときその他特別の事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる走行キロメートルにつき一日。ただし一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達に要する日数

2　前項第二号の一キロメートル当たりの距離は、一般道路にあっては、その名称、経由及び配達先又は発送地及び着地（国道、バイパスその他高規格幹線道路を含む。）

五　運送の制限

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する積合せ運送料金、第三十一条に規定する航空運送及び第六十二条に規定する特殊運送料金をいう。）、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　私物運送

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品についての貨物の種類及び数量

十　第六十二条に規定する貨物の価格又は設備品を表記するときは、その旨

十一　運送装備に付すことを希望するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が合理的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込み及び当店の承諾をもって、当該運送申込書に記載すべき事項が電磁的方法により当店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該運送申込書を提出したものとみなします。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び荷造の種類並びに個数

三　集貨先及び配達先は発送及び着地（国道、バイパスその他高規格幹線道路にあっては、その名称、経由及び配達先又は発送地及び着地（国道、バイパスその他高規格幹線道路を含む。）

四　集貨先及び配達先又は発送地及び着地（国道、バイパスその他高規格幹線道路にあっては、その名称、経由及び配達先又は発送地及び着地（国道、バイパスその他高規格幹線道路を含む。））

五　運送の制限

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する積合せ運送料金、第三十一条に規定する航空運送及び第六十二条に規定する特殊運送料金をいう。）、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　私物運送

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品についての貨物の種類及び数量

十　第六十二条に規定する貨物の価格又は設備品を表記するときは、その旨

十一　運送装備に付すことを希望するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が合理的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込み及び当店の承諾をもって、当該運送申込書に記載すべき事項が電磁的方法により当店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該運送申込書を提出したものとみなします。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　前項の場合において、貨物の種類及び性質を申込者が通知したときは、当該種類及び性質を当店が確認したときに、運送の引受けをしたものとします。

（運送の拒絶）

第九条　当店は、前条第一項の規定により通知された貨物の種類及び性質が、次の各号のいずれかに該当するときは、その運送を拒絶することがあります。

一　当該運送装置に適さないとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃、料金等）

第十条　この運送約款において両者価格は、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券その他の有価証券（金券、白金その他の金属、ダイヤモンドその他の宝石及び象牙、べっ甲、珊瑚及びこれらの製品の他の金属、金属製品、紅玉、琥珀その他の美術品及び骨董品

二　容器若しくは荷造り等を加えた一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第二号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造り一つごとに、これをします。

3　この運送約款において、運賃、料金等は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の通知書等における記載事項の省略）

第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受の交付をした申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込をするに当たり、荷送人が